

議案第 17 号

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１０年佐倉市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「地域高齢者の談話、娯楽」を「地域住民の談話、親睦、交流」に改める。

第９条第１項を次のように改める。

福祉センター（浴室を除く。）は、本市に住所を有する者又はこれを含む者で組織された団体が、次の各号のいずれかの目的で使用する場合に使用することができる。

- （１）地域福祉活動の推進
- （２）地域福祉の推進を図るための研修、講座、会議、相談等
- （３）地域住民の談話、親睦、交流、教養の向上等
- （４）その他市長が必要と認める目的

第９条第２項中「及び佐倉市南部地域福祉センターの健康談話室」を削る。

別表第１佐倉市南部地域福祉センターの項を次のように改める。

佐倉市南部地域福祉センター	多目的室１	１，１００円	１，５００円	１，１００円	３，７００円
	多目的室２	１，２００円	１，６００円	１，２００円	４，０００円
	研修室１	１，４００円	１，８００円	１，４００円	４，６００円
	研修室２	１，４００円	１，８００円	１，４００円	４，６００円
	中会議室 （調理室）	１，３００円	１，７００円	１，３００円	４，３００円
	小会議室	４７０円	６２０円	４７０円	１，５６０円

別表第２佐倉市南部地域福祉センターの項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する
条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の佐倉市地域
福祉センターの使用に係る利用料金の上限額について適用する。